

第 517 回 福井地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日時 令和 6 年 9 月 19 日 (木) 10:00～11:50
- 2 場所 福井春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3 名 (定数 5 名)
労働者代表委員 4 名 (定数 5 名)
使用者代表委員 4 名 (定数 5 名)
- 4 議題
 - (1) 令和 6 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
 - (2) 令和 6 年度福井県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)
 - (3) 令和 6 年度福井県特定最低賃金の改正決定について (諮問)
 - (4) その他
- 5 議事要旨

議題 (1) について

改正の申出のあった 4 業種について、各側より以下の主張があった。

労働者代表委員側からは、

- ・機械製造業については、地域別最低賃金が 984 円に引き上がったとしても、現状の賃金特性値から見て、改正の必要性がある。
- ・電気機械器具製造業については、申出をした労働協約締結企業の賃金改定率は、電機連合調べで 7% 超であり、改正されない場合、格差が広がる。また、労働協約の最低額まで引き上げた場合でも影響率は、地域別最低賃金発効後において 1.3% である。
- ・百貨店、総合スーパーについては、地域別最低賃金プラス 20 円とし、自主的な防衛手段として特性値に現れている。北陸 3 県のうち、富山、石川が改正の必要性を認めている中で、福井だけ、改正の必要性なしとし、地域別最低賃金を大きく下回る特定最低賃金の設定について、同産業の経営者はどのように思っているのか。
- ・地域別最低賃金の引上げにより十分だとする使用者側の主張には違和感があり、全国約 7 割以上で改正の必要性ありとしている。公正な取

引、人材確保を図り、産業の活性化、発展のために特定最低賃金の改正は必要。

- ・労働協約ケースによる申出は、経営者も理解しており、改正の必要性がないとするには、当該産業の経営者に向けた理由が必要。旨の発言があった。

使用者代表委員側からは、

- ・ここ数年の急激な地域別最低賃金の引上げが一番大きな理由。急激な地域別最低賃金の引上げによって、中小・零細企業の大きな負担になっている。
- ・特定最低賃金の有意性や必要性が、急激な引上げにより失われてきている。全国の他県の状況では、金額改正の必要はない、廃止を議論すべき時が来ているということも聞く、特定最低賃金の役割が変わってきている。
- ・高い賃金を支払っていることをもって、支払能力があると考えべきでなく、中小・小規模事業者の場合、人手不足で支払わないと潰れるから、資金繰りに苦慮し支払っている防衛的賃上げということを忘れてはいけない。
- ・原材料費の高騰、人件費の増大、コロナ関連融資の返済、部品供給の遅延による資金繰りの厳しさなど、小規模事業者の厳しい現状を踏まえ今年の改正は見送るべきと思う。
- ・特定最低賃金制度の廃止を主張しているわけではない。地域別最低賃金が実際の賃上率を下回るような場合には、特定最低賃金で上乘せするというような議論はあると思う。

旨の発言があった。

採決にあたっては、申出のあった4業種について個別に採決を行い、4業種については、全て全会一致に至らず、改正の必要性なしとの決定となった。

議題（2）について

上記決定に基づく答申文を作成・確認し、福井労働局長に対し答申した。

議題（3）について

特になし

議題（４）について

事務局より、福井県最低賃金専門部会の廃止について発議があり、異議なく廃止することが決定した。

次回は、令和7年3月開催予定である旨の報告があった。